

2023年4月1日付で三井住友信託ファンドラップ投資一任契約約款を変更します。  
 変更内容については新旧対照表をご参照ください。(変更部分は下線部)

【新旧対照表】

(変更部分は下線部)

改訂前	改訂後
<p><b>第5条（投資一任契約の成立）</b></p> <p>1. 当契約は、お客さまが当社所定の方法により当契約を申し込み、当社がこれを受領した時点で成立するものとし、当社は遅滞なく契約締結時交付書面をお客さまに交付します。</p> <p>2. 入金期限までに、当社が契約資産の額（契約金額）全額の入金を確認できなかった場合や、お客さまの適合性等に問題があることが明らかとなったと当社が判断した場合は、成立した当契約は当然に解除となり、失効します。これによってお客さまが損害等を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p><b>第5条（投資一任契約の成立）</b></p> <p>1. 当契約は、お客さまが当社所定の方法により当契約を申し込み、当社がこれを受領した時点で成立するものとし、当社は遅滞なく契約締結時交付書面をお客さまに交付します。</p> <p>2. 入金期限までに、当社が契約資産の額（契約金額）全額の入金を確認できなかった場合や、お客さまの適合性等に問題があることが明らかとなったと当社が判断した場合は、成立した当契約は解除となり、失効します。これによってお客さまが損害等を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。</p>
<p><b>第7条（契約の終了）</b></p> <p>以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は当該事由に該当した日の翌営業日から速やかにすべての運用資産（当契約に基づき契約資産を運用した有価証券等をいいます。以下同じ）の換金手続きを行うものとし、換金後の資金を指定口座等に振り替えたときをもって当契約は終了するものとし、申請します。ただし、期間満了による契約終了の申し出においては、期間満了日に換金後の資金を指定口座に振り替えられるよう換金手続きを行うものとし、申請します。その場合であっても、ファンド休業日等の影響により、期間満了日の翌営業日以降の契約終了となる場合があります。</p> <p>1. お客さま（約款に基づき権限を有する代理人を含みます）または当社が、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日以降、相手方に対し当社所定の方法により解約の申し出をした場合（ただし、運用資産の時価評価額がプロフィットロックまたはロスカットの設定額に到達した場合は、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日より前であっても、お客さまは解約の申し出ができるものとし、申請します）</p> <p>2. お客さまの死亡の届け出があった場合</p> <p>3. お客さまが日本国の非居住者となった場合、またはお客さまの所在が不明となった場合であって、当契約による取引の継続が困難であると当社が判断した場合</p> <p>4. その他当契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合</p>	<p><b>第7条（契約の終了）</b></p> <p>以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は当該事由に該当した日の翌営業日から速やかにすべての運用資産（当契約に基づき契約資産を運用した有価証券等をいいます。以下同じ）の換金手続きを行うものとし、換金後の資金を指定口座等に振り替えたときをもって当契約は終了するものとし、申請します。ただし、期間満了による契約終了の申し出においては、期間満了日に換金後の資金を指定口座に振り替えられるよう換金手続きを行うものとし、申請します。その場合であっても、ファンド休業日等の影響により、期間満了日の翌営業日以降の契約終了となる場合があります。なお、以下2および3の場合において、お客さまが<u>ファンドラップの取引において特定口座をご利用の場合は、一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行います。</u></p> <p>1. お客さま（約款に基づき権限を有する代理人を含みます）または当社が、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日以降、相手方に対し当社所定の方法により解約の申し出をした場合（ただし、運用資産の時価評価額がプロフィットロックまたはロスカットの設定額に到達した場合は、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日より前であっても、お客さまは解約の申し出ができるものとし、申請します）</p> <p>2. お客さまの死亡の届け出があった場合</p> <p>3. お客さまが日本国の非居住者となった場合（<u>海外への住所変更手続きをおこなった場合</u>）</p> <p>4. お客さまの所在が不明となった場合であって、当契約による取引の継続が困難であると当社が判断した場合</p> <p>5. その他当契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合</p>
<p><b>第14条（報酬の額および支払の時期に関する事項）</b></p> <p>1. 三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬</p> <p>四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）ごとに固定報酬のみを支払う固定報酬型と、固定報酬の他に契約更新時および契約終了時に運用成果に応じて成功報酬を支払う成功報酬併用型の2つの報酬タイプから、お申込時にご選択いただきます。契約期間タイプは、固定報酬型は1年、成功報酬併用型は5年です。契約中の報酬タイプ・契約期間タイプの変更はできません。</p> <p>固定報酬の計算に用いる固定報酬率は、(3)報酬率に記載のとおりとします。固定報酬率は、新規契約時の運用開始日の2年後応当日が属する計算期間の翌計算期間以降は、同記載の料率の70%とします。さらに、新規契約時の運用開始日の5年後応当日が属する四半期の翌四半期以降は、同記載の料率の50%とします。</p> <p>上記期間の計算上、当社の投資一任運用商品の契約終了の申込後または契約終了後に再契約した場合で、運用期間の中断が2カ月以内（前契約の契約終了日とその2カ月後応当日までの間に、再契約の運用開始日がある場合）のときは、運用期間が継続しているものとみなします。当社は、指定口座の店番・口座番号から同一のお客さまと確認できる場合、運用期間の継続有無を確認する対象とします</p>	<p><b>第14条（報酬の額および支払の時期に関する事項）</b></p> <p>1. 三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬</p> <p>四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）ごとに固定報酬のみを支払う固定報酬型と、固定報酬の他に契約更新時および契約終了時に運用成果に応じて成功報酬を支払う成功報酬併用型の2つの報酬タイプから、お申込時にご選択いただきます。契約期間タイプは、固定報酬型は1年、成功報酬併用型は5年です。契約中の報酬タイプ・契約期間タイプの変更はできません。</p> <p>固定報酬の計算に用いる固定報酬率は、(3)報酬率に記載のとおりとします。固定報酬率は、新規契約時の運用開始日の2年後応当日が属する計算期間の翌計算期間以降は、同記載の料率の70%とします。さらに、新規契約時の運用開始日の5年後応当日が属する四半期の翌四半期以降は、同記載の料率の50%とします。</p> <p>上記期間の計算上、当社の投資一任運用商品の契約終了の申込後または契約終了後に再契約した場合で、運用期間の中断が2カ月以内（前契約の契約終了日とその2カ月後応当日までの間に、再契約の運用開始日がある場合）のときは、運用期間が継続しているものとみなします。当社は、指定口座の店番・口座番号から同一のお客さまと確認できる場合、運用期間の継続有無を確認する対象とします</p>

<p>(店番・口座番号が異なる場合は対象となりません)。</p> <p>(1)固定報酬型</p> <p>固定報酬を四半期ごとおよび契約終了時にお支払いいただきます。計算基準は以下のとおりです。</p> <p>ア. 計算基準日：3・6・9・12月の各末日（銀行休業日の場合も末日）を計算基準日とします。契約終了時には、契約終了の運用開始日前日を計算基準日とします。</p> <p>イ. 計算期間：新規契約時の運用開始日から運用開始後最初に到来する計算基準日までを初回計算期間とし、以降、前回計算基準日の翌日から次に到来する計算基準日までを計算期間とします。ただし、運用資金待機コース期間中は、計算期間に含まないこととします。</p> <p>ウ. 支払時期：計算基準日が属する月の翌月の第16営業日とします。契約終了時には、契約終了日とします。</p> <p>エ. 計算基準額：初回計算期間には、新規契約時の契約金額とします。以降は、計算期間開始日前日の運用資産の時価評価額とします。ただし、計算基準日時点で計算済で支払時期未到来の報酬額を控除するものとします。計算期間中に固定報酬に影響する変更※があった場合、その変更の運用開始日前日の運用資産の時価評価額を計算基準額とします。ただし、一部解約の場合は、運用開始日前日の運用資産の時価評価額から一部解約額を差し引いた額を計算基準額とします。</p> <p>※固定報酬に影響する変更：追加入金／一部解約／運用タイプ変更／運用コース変更／運用スタイル変更／エン트리分散またはキャッシュポジション調整での投資資産比率の変更／運用資金待機コースへの変更・運用再開／商品区分の変更</p> <p>オ. 計算方法：報酬額 = 計算基準額 × 固定報酬率 × 計算期間（日数） ÷ 365とします（端数は円未満切り捨て）</p> <p>固定報酬に影響する変更があった場合は、その変更の運用開始日から、次の変更の運用開始日前日または次の計算基準日までの期間を日割計算で算出します。</p> <p>(以下、変更なし。記載省略)</p>	<p>(店番・口座番号が異なる場合は対象となりません)。</p> <p>(1)固定報酬型</p> <p>固定報酬を四半期ごとおよび契約終了時にお支払いいただきます。計算基準は以下のとおりです。</p> <p>ア. 計算基準日：3・6・9・12月の各末日（銀行休業日の場合も末日）を計算基準日とします。契約終了時には、契約終了の運用開始日前日を計算基準日とします。</p> <p>イ. 計算期間：新規契約時の運用開始日から運用開始後最初に到来する計算基準日までを初回計算期間とし、以降、前回計算基準日の翌日から次に到来する計算基準日までを計算期間とします。ただし、運用資金待機コース期間中は、計算期間に含まないこととします。</p> <p>ウ. 支払時期：計算基準日が属する月の翌月の第16営業日とします。契約終了時には、契約終了日とします。</p> <p>エ. 計算基準額：初回計算期間には、新規契約時の契約金額とします。以降は、計算期間開始日前日の運用資産の時価評価額とします。ただし、計算基準日時点で計算済で支払時期未到来の報酬額を控除するものとします。計算期間中に固定報酬に影響する変更※があった場合、その変更の運用開始日前日の運用資産の時価評価額を計算基準額とします。ただし、一部解約の場合は、運用開始日前日の運用資産の時価評価額から一部解約額を差し引いた額を計算基準額とします。</p> <p>※固定報酬に影響する変更：追加入金／一部解約／運用タイプ変更（資産分散型間での変更を除く）／運用コース変更／運用スタイル変更／エン트리分散またはキャッシュポジション調整での投資資産比率の変更／運用資金待機コースへの変更・運用再開／商品区分の変更</p> <p>オ. 計算方法：報酬額 = 計算基準額 × 固定報酬率 × 計算期間（日数） ÷ 365とします（端数は円未満切り捨て）</p> <p>固定報酬に影響する変更があった場合は、その変更の運用開始日から、次の変更の運用開始日前日または次の計算基準日までの期間を日割計算で算出します。</p> <p>(以下、変更なし。記載省略)</p>
<p><b>第 15 条（変更の通知）</b></p> <p>1. お客さまおよび当社は、住所、名称、連絡先、行為能力の変動その他当契約に影響を及ぼすような重要な事項について変更があったときは、速やかに相手方に通知するとともに必要な手続きをとるものとします。この通知が遅延したことにより生じた損害については、相手方は責を負わないものとします。</p> <p>2. 前項の通知を怠る、または通知を受領しないなどの相手方の責めに帰すべき事由により、お客さままたは当社の通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。</p>	<p><b>第 15 条（変更の通知）</b></p> <p>1. お客さま（その法定代理人、相続人を含みます）および当社は、住所、名称、連絡先、行為能力の変動、死亡その他当契約に影響を及ぼすような重要な事項について変更があったときは、速やかに相手方に通知するとともに必要な手続きをとるものとします。この通知が遅延したことにより生じた損害については、相手方は責を負わないものとします。</p> <p>2. 前項の通知を怠る、または通知を受領しないなどの相手方の責めに帰すべき事由により、お客さままたは当社の通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。</p>
<p><b>第 27 条（取引における当社の過誤発生時の対応）</b></p> <p>1. 当社が、本来行うべき取引を執行できなかった場合は、原則として、事態判明後速やかに本来行うべき取引を執行した状態の口数となるよう訂正売買を行います。訂正売買においてお客さまに経済的な不利益が生じた場合、当社は補填を行うものとします。</p> <p>2. 当社は、訂正売買の結果を、お客さまに通知するものとします。通知に定める所定の期間内に、お客さまから異議の申し出がある場合には、お客さまと当社は協議の上、解決を図るものとします。</p> <p>3. 本来行うべき取引を執行した状態とすることが困難な場合等においては、お客さまと当社は協議の上、解決を図るものとします。</p>	<p><b>第 27 条（取引における当社の過誤発生時の対応）</b></p> <p>1. 当社が、本来行うべき取引を執行できなかった場合は、原則として、事態判明後速やかに本来行うべき取引を執行した状態の口数となるよう訂正売買を行います。訂正売買においてお客さまに経済的な不利益が生じた場合、当社は補填を行うものとし、お客さまに経済的な利益が生じた場合、その利益はお客さまに帰属するものとします。</p> <p>2. 当社は、訂正売買の結果を、お客さまに通知するものとします。通知に定める所定の期間内に、お客さまから異議の申し出がある場合には、お客さまと当社は協議の上、解決を図るものとします。</p> <p>3. 本来行うべき取引を執行した状態とすることが困難な場合等においては、お客さまと当社は協議の上、解決を図るものとします。</p>